

特別経営強化指導計画

【相双五城信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第16条)



2025年2月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに

1. 経営強化指導計画の実施時期	・ ・ ・ ・ 1
2. 経営指導方針	・ ・ ・ ・ 1
3. 経営指導の内容	・ ・ ・ ・ 2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策への指導	
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導	
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導	
(4) 経営基盤充実のための方策への指導	
4. 経営指導体制の強化	・ ・ ・ ・ 2
5. 経営指導のための施策	・ ・ ・ ・ 3
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) モニタリング、ヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	
6. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容	・ ・ ・ ・ 8
(1) 信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	
7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	・ ・ ・ ・ 9
(1) 信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	

【はじめに】

当会では、2011年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給を担う重要な金融機関である相双五城信用組合に対し、2012年1月に資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則における特定震災特例を活用いたしました。

これにより、相双五城信用組合が地域の復旧・復興に向けた金融仲介機能を発揮するための足掛かりとなり、以後、信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に全力で取り組んできた結果、金融機能強化法附則第16条3項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました。

一方で、相双五城信用組合の営業地区におきましては、東日本大震災から13年が経過し、復旧・復興に向けた計画的な社会インフラの整備が進んでいるものの、公共工事及び住宅投資は一段落しているほか、東日本大震災の原発事故に伴う放射能汚染による風評被害はなお継続しており、近年の自然災害による被災、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が広域かつ多業種に及んでおり、地域経済は今もってなお厳しい状況が続いております。

このため、相双五城信用組合に対しましては、引き続き、地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興、地域経済の活性化に貢献することが求められております。

当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として特別経営強化指導計画に基づく強力な指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

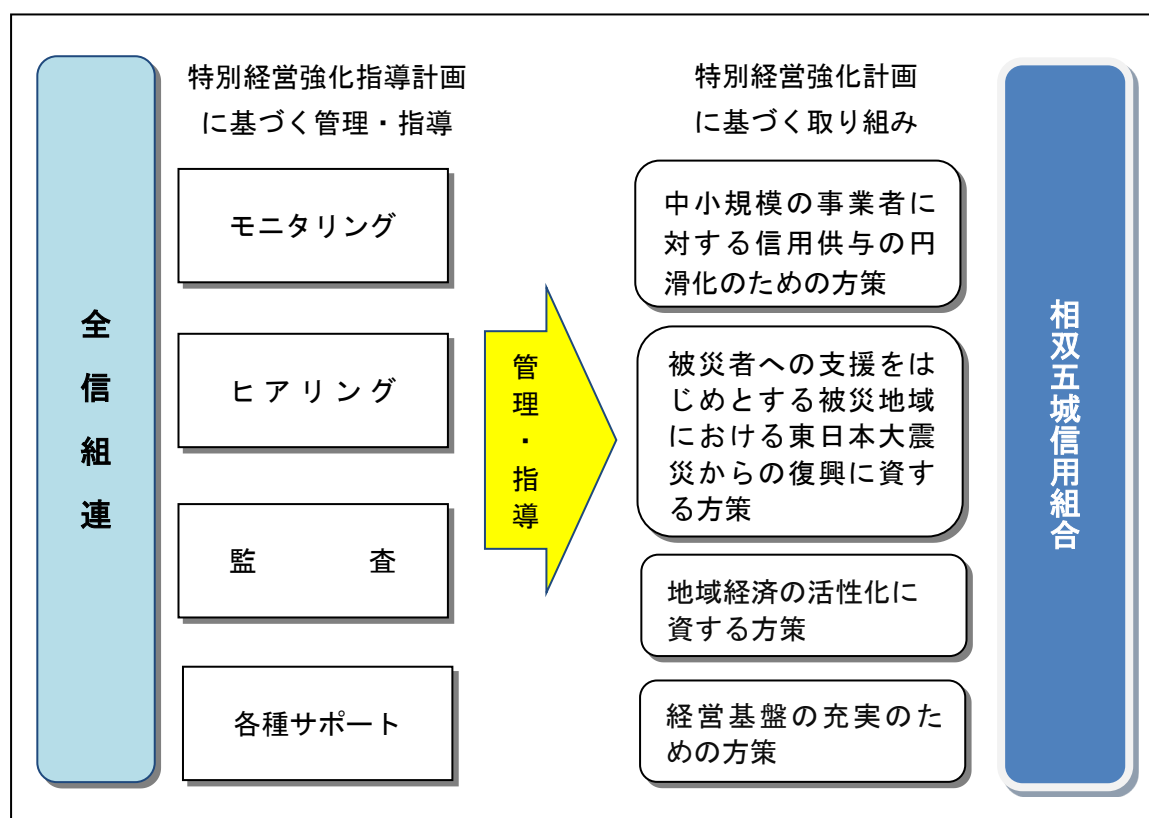
1. 経営強化指導計画の実施期間

相双五城信用組合が金融機能強化法附則第16条第1項の規定にもとづき新たに策定する特別経営強化計画（以下、「経営強化計画」という。）の実施期間は、2025年2月より2029年3月までであることから、当会は、同法附則第16条第2項の規定に基づき、2025年2月より2029年3月までの特別経営強化指導計画（以下「経営強化指導計画」という）を策定し、相双五城信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後、経営強化指導計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

2. 経営指導方針

当会は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という。）の監査などによる管理・指導及び助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を円滑かつ確実に実施することにより、相双五城信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取り組みについて、適時・適切に指導してまいります。



3. 経営指導の内容

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策への指導

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各種施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信用組合の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

被災者支援および東日本大震災からの地域経済の復興・活性化に向け、相双五城信用組合が掲げる各施策の実施状況および実績、外部機関との連携状況の把握に努め、実効性のある取り組みが図られるよう指導・助言を行ってまいります。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策への指導

本業に関する好事例の情報提供や外部機関との連携強化、販路開拓のためのビジネスマッチング展の開催やクラウドファンディングを通じた取引先支援に係るサポートを実施し、更なる地域経済の復興・活性化が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

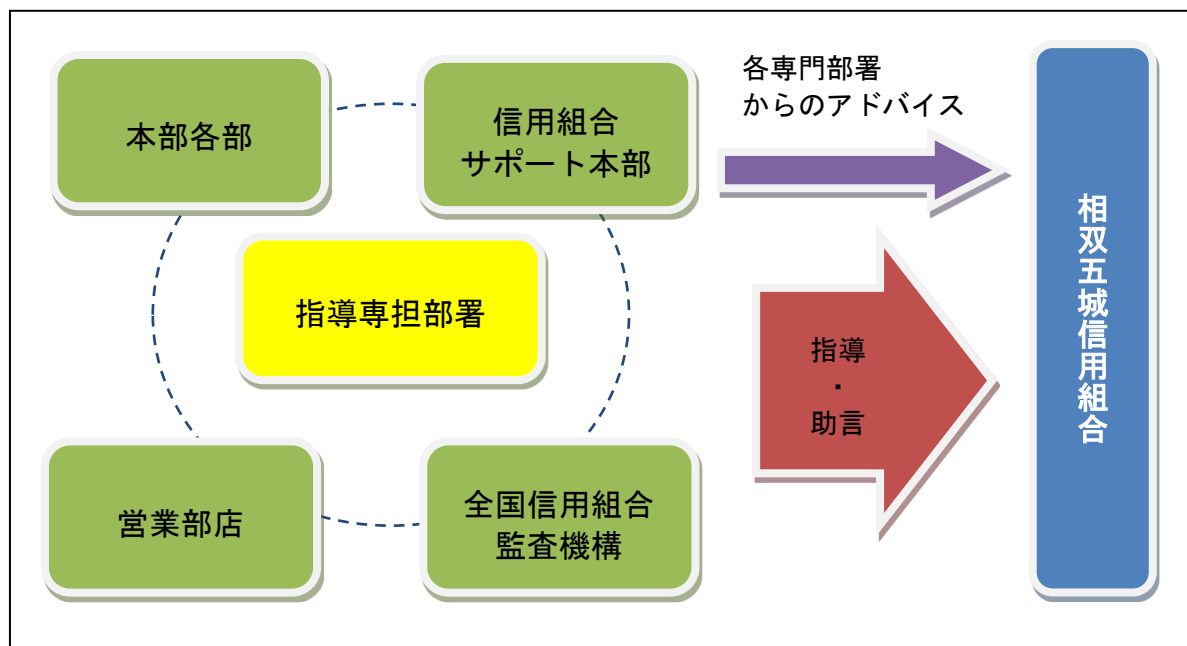
(4) 経営基盤の充実のための方策への指導

店舗・エリア戦略や営業推進、人材育成にかかる相双五城信用組合の取り組み状況をヒアリングし、多方面からの検証を通じ、経営強化計画の達成に必要な措置が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

4. 経営指導体制の強化

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理対応の充実化を図るため、指導専担部署である信組支援部（支援第二グループ）に加えて、会員信用組合への運用サポート等に対応する「信用組合サポート本部」を設置し、更なる体制の充実と、経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

指導専担部署では、相双五城信用組合の各取り組みについて多方面からの検証と、経営強化計画の達成に必要な措置を適切に実施するため、信用組合サポート本部、本部各部、相双五城信用組合の管轄営業部店および全国信用組合監査機構と連携し、相双五城信用組合に対するサポートに取り組み、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



5. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

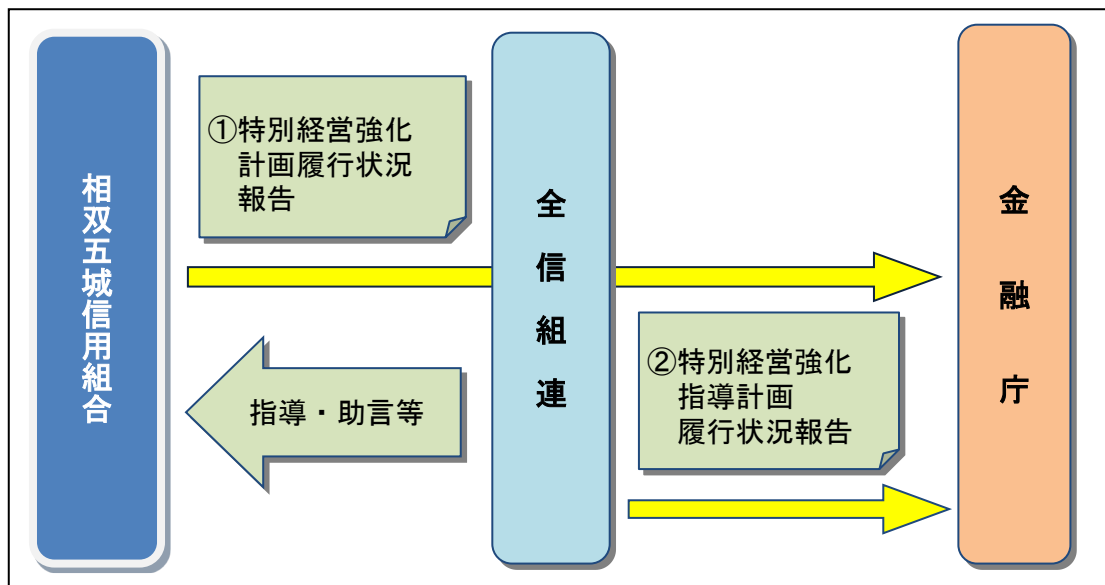
当会は、相双五城信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画の円滑な実施に必要な指導・助言を行ってまいります。

① 経営強化計画の履行状況報告

相双五城信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する経営強化計画の履行状況報告の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い改善策の検討等を行ってまいります。

② 経営強化指導計画の履行状況報告

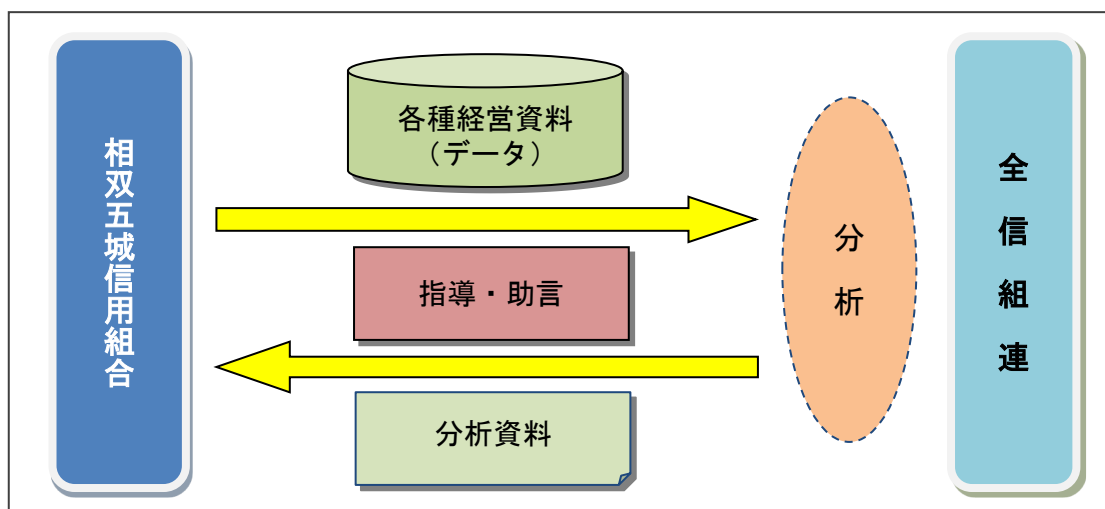
当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。



(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双五城信用組合から定期的（月次、半期）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行ってまいります。



a. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

b. 半期モニタリング（与信リスク管理、有価証券リスク分析）

半期毎に大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証するほか、有価証券の評価損益及び感応度（リスク）を把握のうえ、自己資本（健全性）に与える影響等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

c. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別の比較、問題点を取り纏めた資料を提供するとともに、収益シミュレーション資料の作成、還元を行い、問題認識の共有を図り、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

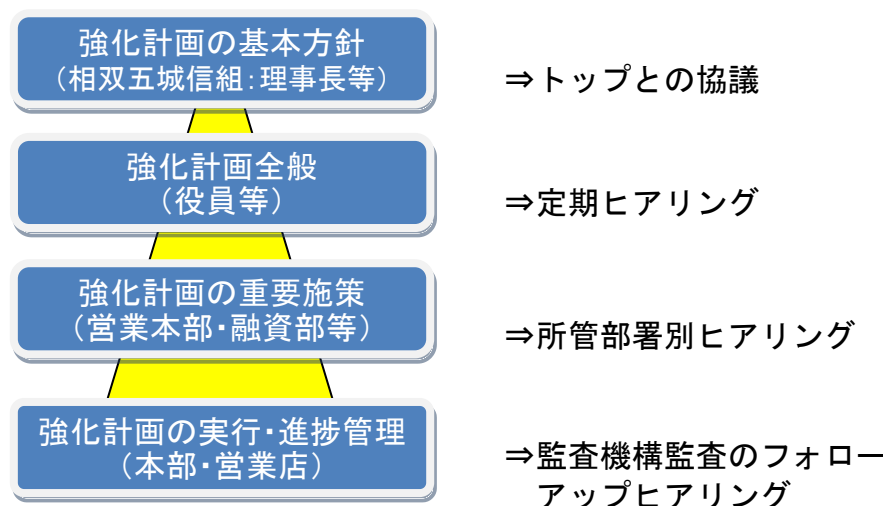
〔分析の内容〕

経営基盤分析、資産内容分析、収益性分析、自己資本分析

② 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより計画の達成に向けた各種取り組みをサポートしてまいります。

ヒアリング等の体系図



a. トップとの協議

理事長をはじめとした当会の経営陣による相双五城信用組合の経営陣との個別面談・協議を通じ、経営強化計画の検証や、基本方針に係る指導・助言を適宜実施してまいります。

〔協議対象者〕 理事長（役員）

b. 定期ヒアリング

定期的または随時、当会役員・指導専担部署または、管轄営業部店によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

〔ヒアリング対象者〕 役員、部長

c. 所管部署別ヒアリング

定期ヒアリング時に経営強化計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う所管部署別にヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲が絞られたヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導体制を強化してまいります。

〔ヒアリング対象者〕 総合企画部、融資部ほか

d. 監査機構監査のフォローアップヒアリング

監査機構監査の検証結果に係る対応状況について、ヒアリングを行い、継続的な状況把握と課題未解消先に対する指導・助言の強化を行うことで、各種リスクの抑制に努めてまいります。

〔ヒアリング対象者〕 総合企画部、融資部、業務部ほか

（３）監査機構による検証・指導

当会は、相双五城信用組合に対し、経営状況を踏まえ、定期的に監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク等の検証を通じて、経営改善に向けた助言を行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双五城信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要と判断される措置を実施いたします。

① 本業支援へのサポート

他の信用組合における融資推進や債権管理に係る取組事例を情報提供するほか、外部機関との連携強化等を通じ、本業にかかる各種施策の取り組みをサポートしてまいります。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組状況の把握を行うとともに、相双五城信用組合からの相談に応じ、お取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、他の信用組合とのお取引先に係る情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取り組みを適切にサポートしてまいります。

③ 資金運用サポートの実施

相双五城信用組合の資金運用をサポートするため、運用方針・計画策定のほか、個別銘柄の購入・売却等にあたり随時相談に応じてまいります。

また、必要に応じてALMに係るデータ整備や運営に関する指導・助言のほか、資金運用に係るトレーニーの受入等を実施し、リスク管理体制および人材育成の強化をサポートしてまいります。

6. 協定銀行が保有する信託受益権等の額及びその内容

(1) 信託受益権の額及び内容

	項 目	内 容
1	信託	相双五城信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	相双五城信用組合優先出資証券 160 億円
4	信託設定時元本	139 億円
5	配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円 T I B O R（12 ヶ月物）または 8 % のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	2012 年 1 月 18 日
8	受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日
9	信託予定期間	37 年（2048 年 3 月）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12	譲渡	可
13	委託者	全国信用協同組合連合会
14	受託者	あおぞら銀行
15	受益者	整理回収機構
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

相双五城信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 160 億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 139 億円の信託受益権の買取りを受けたものです。

買取額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 8 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 9 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額及び内容

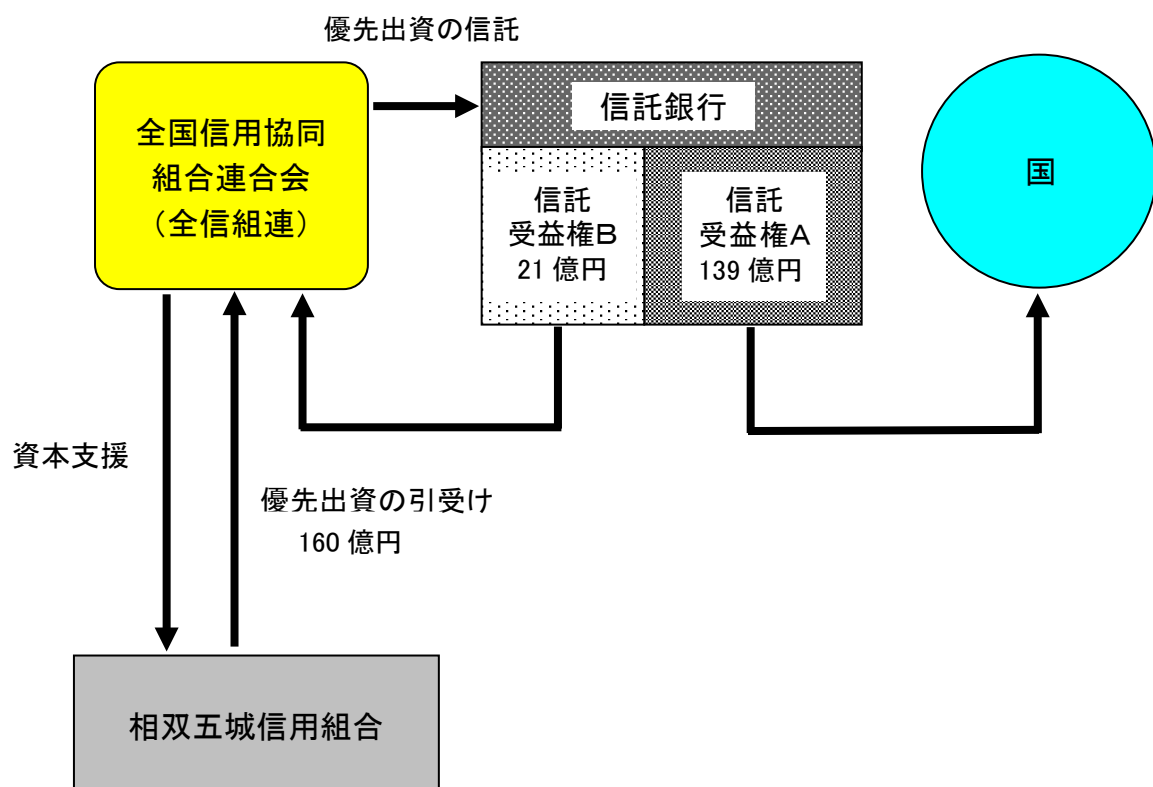
	項 目	内 容
1	信託	相双五城信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	設定時信託財産	相双五城信用組合優先出資証券 160 億円
4	信託設定時元本	21 億円
5	配当の方法	確定配当（非累積）
6	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト ただし、日本円 T I B O R（12 ヶ月物）または 8 % のうちいずれか低い方を上限とする。
7	信託設定日	2012 年 1 月 18 日
8	受益権譲渡日	2012 年 1 月 18 日
9	信託予定期間	37 年（2048 年 3 月）
10	期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず信託財産の元本残高割合に応じ、按分で元本弁済される
11	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする
12	譲渡	不可
13	委託者	全国信用協同組合連合会
14	受託者	あおぞら銀行
15	受益者	全国信用協同組合連合会
16	信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

相双五城信用組合が十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が 160 億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために 139 億円の信託受益権の買取りを受け、21 億円の信託受益権を当会が保有するものです。

保有額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」に基づき、信託受益権の額のうち 50 億円以下の金額に 10 分の 2 を乗じて計算した金額と当該額のうち 50 億円を超える金額に 10 分の 1 を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）



以 上

1. 内閣府令附則第 26 条 第 1 号に掲げる書類

- 法附則第 16 条第 1 項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

令和 7 年 2 月 7 日

福島県相馬市中村字大町 69
相双五城信用組合
理事長 梅 澤 国 夫

東京都中央区京橋一丁目 9 番 5 号
全国信用協同組合連合会
理事長 北 村 信

経営が改善した旨の認定の申請について【理由書】

相双五城信用組合および全国信用協同組合連合会は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年法律第 128 号、以下、「法」という。）附則第 16 条の規定に基づき、経営が改善した旨の認定を受けるため、次の通り申請いたします。

1. 申請の理由

相双五城信用組合は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震と津波、その後の原発事故により、営業地域および取引先に深刻な影響を受けておりました。

こうした状況を踏まえ、中小規模事業者に対する金融仲介機能のより一層の発揮を通じ、引き続き地域復興への貢献を図るべく、法附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、平成 24 年 1 月 18 日に法第 26 条に基づく信託受益権の買取りを受け、自己資本の充実を図りました。

その後、地域の復興の着実な進捗に伴い、法附則第 16 条 3 項に定める経営が改善した旨の認定を受ける要件が充足できると判断されたことから、本件申請するものです。

2. 財務の状況を判定する基準日

令和 6 年 3 月 31 日

3. 認定基準に係る財務の状況

資産の額 (A)	108,386 百万円
負債の額 (B)	90,403 百万円
優先出資の額 (C)	16,000 百万円
$A - (B + C)$	1,983 百万円

以 上